

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年5月22日

火曜日

号外

目次

監査委員公告

○富山県職員措置請求の監査結果の公表

1

公 告

富山県職員措置請求の監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年5月22日

富山県監査委員 高 平 亮

富山県監査委員 伊 東 尚 志

第1 監査の請求

1 請求人

富山市婦中町地角18 水間 哲二

富山市婦中町笹倉3区44 小澤 浩一

富山市八尾町黒田 544-2 松永 定夫

2 請求書の提出

平成30年3月23日に提出があったが、同月30日付けで請求人に対しその補正を求め、同年4月2日付けで補正が行われた。

3 請求の内容

請求人による請求（以下「本件請求」という。）の内容は、次のとおりである。

る。(原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。)

(1) 請求の要旨

平成29年10月22日執行の衆議院選挙において県内で立候補した多くの候補者は選挙ポスターの枚数を設置場所数の2倍まで過大に作成し選挙公費助成を得ていた件について、富山県選挙管理委員会(県市町村支援課)課長 太田浩男 同課職員 岡田利彦 楠 昌絵 太田賢志 らは法令で定められている掲示場の2倍まで公費助成を認めている事と、掲示場の他では使用できない事の両法律の趣旨を踏まえた業務を成さねばならないところ、各候補者から過大な選挙ポスター枚数の請求があった件についてどの様に使われているか、使い道について審査、把握を怠った不作為は容認出来ません。

故に、各候補者から限度一杯の公費助成請求が有った件について、県が不当に選挙公営公費を助成した疑いは否定できないものです。

(2) 請求の理由

ア 富山県内選挙区の候補者5名の内2名は2種類のポスターを作成し3名は1種類を作成している違いが有り各々の候補者は殆ど2倍又は2倍に近い枚数を作成し公費を不当に請求しているが掲示板へのポスター毀損、貼り替えなど掲示板のみに使用しているとは考えられない。

イ 掲示場箇所の枚数より2倍の枚数が公費(税金)で賄っている余分(予備)な使用目的や使われ方について、理由もなく行政が把握しなくても良いとする根拠は無い。又他の行政機関においても皆無である。

ウ 富山市議会議員及び県議会議員の政務活動費不正請求問題に於いては刑事告発、住民訴訟に発展し、その使用内容が詳しく公開していく流れが出ている中で、過大に作成した選挙ポスターの使われ方について県選管が調査、把握しないとすると、国民の知る(税金の使われ方をしる)権利が損なわれ且つ、国民の関心を促す事をも妨げている。

エ 既に同様な事例で昨年1月から富山県職員措置請求並びに富山県知事に対して「富山県知事選挙ポスター代金水増し損害賠償請求事件」として住民訴訟が提訴され最高裁判所へ上告されている。

オ 公務員はすべて国民全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない(日本

国憲法第15条第2項)という趣旨に対して県選管職員は、国会議員へ付度が働いたと言うべきである。

(3) 勧告を請求

昨年10月執行の衆議院選挙において、県内多くの陣営は安易に選挙ポスターを掲示場以外の不特定箇所、不明瞭に流用し、選挙公費(選挙ポスター)を過大に請求した水増し額を県に請求出来ない。

よって、監査委員は、知事、選挙管理委員、選挙管理委員会職員に対して選挙制度を改正の措置を講ずるよう勧告すること、並びに、前記、掲示場以外の他の用途に選挙ポスターを流用、水増し請求を受理した公営公費助成損害額相当の損害賠償をするよう勧告する事を請求する。

(4) 添付書類・事実証明書

ア 各候補者の公職選挙法令第 110条の4第2項の規定による富山県知事宛の請求書5名の候補者分 5枚

イ 5名の候補者分の選挙ポスター写真 1枚

地方自治法第 242条第1項の規定により、事実証明書を添え必要な措置を請求します。

第2 監査委員の除斥

本件請求の監査において、県議会議員から選任された監査委員は、直接には関わらないものの、選挙公営制度が同様に適用されることから、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第199条の2の規定により除斥した。

第3 請求の受理

本件請求について、自治法第 242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成30年3月23日付けで受理した。

なお、補正に要した期間は自治法第 242条第5項の規定による監査期間の60日から除外した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、平成30年4月16日に、「富山県職員措置請求」と題する書類、「公文書非開示決定通知書」の写し3枚及びDVD1枚の提出とともに、請求人のうち2名から陳述があり、その内容は概ね次のとおりであった。

- (1) 本件請求で指摘した「過大に作成した選挙ポスターの使われ方について県選挙管理委員会が調査、把握しないこと」について、県情報公開の閲覧によると、選挙ポスターの公費助成負担制度においてポスターの実際の使用方法を調査しなくてよいと定めた法律の条文、規定などを公文書公開（開示）請求したところ不存在、非開示処分となっている。また、同件に関連して「県が平成28年度に交付した補助金でその真偽（使い道や使用方法）について行政が調べなくてもよいとしている事例や根拠が判る資料」についても不存在、非開示処分となっている。

以上の事実からすると、選挙で公費助成している選挙ポスターの使い道や使用方法に限り調べてよいとしている根拠は全くない。

次に、同選挙で5名の候補者は公費助成枚数枠の2倍又は2倍に近い枚数を作成しているところ、更に5名の候補者の内3名の候補者は別途公費助成枠以外で作成し、他の2名の候補者は作成していないという違いが各候補者の選挙収支報告書から判明している。

公費で認めている掲示場数の2倍、並びに別途私費で作成している候補者や作成しない候補者において、掲示場以外の用途に使用できないとすると、選挙ポスターを流用、水増し請求（不正利得）の疑義は否定できない。

本件請求は、県選挙管理委員会に携わる職員が根拠もなく長期間、財務会計上の怠る事実（選挙ポスターの公費助成負担制度においてポスターの実際の使用方法を調査しなかった。）によって、これらを受理してきたことに起因し、公営公費助成に係る損害が生じていたと認定すべきであると考える。

- (2) 私達請求人は、平成29年1月の職員措置請求においても知事選挙に絡んだ同様な請求を行っている。貴監査委員が棄却した後、富山地裁、名古屋高裁

の棄却判決を経て平成30年4月12日に最高裁判所へ上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出手続を行っている。

この間、知事選挙と衆議院議員選挙に係る公費助成ポスター作成枚数の過大な請求の経緯について具体的な数値を以下に説明する。

知事候補者石井隆一氏（現知事）は、2,362掲示場所数に対して、平成24年の請求は4,000枚、平成28年の請求は3,000枚に低減している。

平成29年執行の衆議院議員選挙において、第1選挙区の掲示場数392箇所に対して候補者田畑裕明氏の請求は600枚、吉田豊史氏の請求は784枚、第2選挙区の掲示場数は811箇所に対して候補者宮腰光寛氏の請求は1,622枚である。第3選挙区の掲示場数1,151箇所に対して候補者橘慶一郎氏の請求は2,302枚、柴田巧氏の請求は2,200枚、候補者田畑氏、宮腰氏及び橘氏の3名の候補者は公費助成によらない別途私費による選挙ポスター作成があった。

以上の経緯により公費助成で作成したポスターのうち、掲示場数に匹敵する分より過大なポスターについて流用していないとすると、予備として保管されていたこととなり、合理的とは言えず違法な会計処理が行われていたと考えるべきである。

本件請求の要旨及び理由並びに別件「富山県知事選挙ポスター代金水増し損害賠償請求控訴事件」に係る上告資料及び平成29年4月7日のテレビ放送「政務活動費に係る住民監査請求」の3件を編集したDVDを作成して本日証拠として提出する。

2 監査対象事項

平成29年10月22日に執行した衆議院議員選挙における選挙運動用ポスター作成費の公費負担に係る支出について、請求人が本件請求において摘示し、自治法第242条第1項の要件を満たしているものについて監査対象事項とした。

3 監査対象機関

経営管理部市町村支援課（以下「市町村支援課」という。）及び富山県選挙

管理委員会（以下「委員会」という。）とする。

4 監査対象機関による陳述

本件請求を受け、市町村支援課及び委員会に陳述を求めたところ、平成30年4月19日及び20日付けで陳述書の提出があり、その内容は次のとおりであった。

(1) 選挙運動用ポスターの作成に係る選挙公営制度の概要

ア 法令等の定め

(ア) 公職選挙法の定め

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第4号の3に規定する個人演説会告知用ポスター及び同項第5号に規定する選挙運動のために使用するポスター（以下「選挙運動用ポスター」と総称する。）を同条第3項において公職選挙法第144条の2第1項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに候補者1人につきそれぞれ1枚に限り掲示することを認めている。そして、公職選挙法第143条第14項において、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙について、公職の候補者は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「施行令」という。）第110条の4により、選挙運動用ポスターを無料で作成することができるとされている。

(イ) 選挙公営制度の概要

- a 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、当該候補者に係る供託物（公職選挙法第92条第1項の規定により供託したもの。以下「供託物」という。）が公職選挙法第93条第1項等の規定により国に帰属することとならない場合に限り、施行令第110条の4第2項第1号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙が行われる区域（以下「選挙区域」という。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる

(公職選挙法第 143 条第 14 項、施行令第 110 条の 4 第 2 項第 1 号及び同条第 3 項第 1 号)。

b 公職選挙法第 143 条第 14 項の適用を受けようとする候補者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結した場合には、直ちに、公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号。以下「規則」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない(規則第 17 条の 4 第 1 項)。

c 県は、上記 b の届出をした候補者が上記 b の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価に作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に 2 を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り)を乗じて得た金額を、当該ポスター業者の請求に基づき、当該ポスター業者に対し支払う。ただし、当該作成単価が次の算定方式により算定した金額を超える場合には、次の算定方式により算定した金額を作成単価とする(施行令第 110 条の 4 第 2 項第 1 号)。

(a) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合
525 円 6 銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に

310,500 円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。(b)において同じ。)

(b) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合

27 円 50 銭にその 500 を超える数を乗じて得た金額に 573,030 円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

イ 選挙公営制度の手續及び公金支出

(7) 選挙公営制度の手續の詳細

選挙公営制度に関し、規則により次のとおり手続が定められている。

- a 候補者は、ポスター業者との間において選挙運動用ポスター作成に関する有償契約を締結した場合には、ポスター作成契約届出書に当該契約書の写しを添えて委員会に届け出る（規則第17条の4）。
- b 候補者は、公費負担を受けようとする選挙運動用ポスターの作成枚数が、公費負担の対象枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成枚数確認申請書を委員会に提出することにより申請する（規則第17条の5）。
- c 委員会は、bの申請に基づき、公費負担の対象枚数の範囲内であることを確認した後、ポスター作成枚数確認書を候補者に交付する（規則第17条の5）。
- d 候補者は、ポスター作成枚数確認書をポスター業者に提出する（規則第17条の6）。
- e 候補者は、ポスター作成証明書を作成し、ポスター業者に提出する（規則第17条の7）。
- f ポスター業者は、請求書にポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び納品書等の選挙運動用ポスターを作成した実績を証する書類の写しを添えて富山県知事に提出し、代金を請求する。この際、所定の書式による請求書には、(a)選挙区域のポスター掲示場数、(b)選挙運動用ポスター作成の有償契約における作成金額（単価、枚数及び金額（単価と金額の積））、(c)公費負担の基準限度額（単価の上限額、枚数の上限及び上限金額（単価の上限額と枚数の上限の積））、(d)請求金額（(b)記載の単価と(c)記載の単価とのうちいずれか低い金額と(b)記載の枚数と(c)記載の枚数とのうちいずれか少ない枚数との積）を記載することとされている（規則第17条の8）。

(イ) 富山県における公金支出

県は、(ア)の手続に従い必要な書類が提出されているかを書面審査し、供託物が国に帰属することとならないことを確認のうえ、ポスター業者に所定の金額を支払う（公職選挙法第 143条第14項及び施行令第 110条

の4)。

(2) 請求理由のアについて

(1)で述べたとおり、衆議院（小選挙区選出）議員選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る選挙公営制度は、法令に基づき規定されており、作成された選挙運動用ポスターが実際どのように使用されたかを調査及び確認する規定はなく、また、その義務もないことから、県及び委員会は、候補者等から提出された書類を法令に基づき審査することにより適正な請求かどうかを判断すれば足りるものであると解されている。

このことは、同様の趣旨で提起された「違法公金支出金返還請求控訴事件」における平成14年1月23日名古屋高等裁判所判決（平成14年7月19日最高裁判所棄却により確定）において、「公費負担に係るポスターにつき作成業者からの請求があった場合には、愛知県は作成限度額の範囲内の金額を同業者に対して支払う旨を定めていて、支出の段階で単価の相当性に関して何らかの実質的調査がなされるべきことについては何ら触れるところがない。これらの規定は、一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、愛知県が候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と判示されていることから明らかである。

そして、県及び委員会が、本件選挙において提出された書類を審査したところ、特段の疑念を抱かしめるような記載は確認できなかった。

(3) 請求理由のイについて

(2)で述べたとおり、平成14年1月23日名古屋高等裁判所判決（平成14年7月19日最高裁判所棄却により確定）では、「公費負担に係るポスターにつき作成業者からの請求があった場合には、愛知県は作成限度額の範囲内の金額を同業者に対して支払う旨を定めていて、支出の段階で単価の相当性に関して何らかの実質的調査がなされるべきことについては何ら触れるところがない。これらの規定は、一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、愛知県が候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と判示されている。

(4) 請求理由のウについて

(2)及び(3)で述べたとおり、県及び委員会は選挙公営制度において、候補者等から提出された書類を法令に基づき審査することにより適正な請求かどうかを判断すれば足りるものであり、作成された選挙運動用ポスターが実際どのように使用されたかを調査及び確認する規定はなく、また、その義務もない。

また、県及び委員会が選挙運動用ポスターの使用方法を調査及び把握しないことによって、国民の知る権利が損なわれ、国民の関心が妨げられるという請求人らの主張は、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として導入されている選挙公営制度の趣旨

と関係なく、失当である。

(5) 請求理由のエについて

主張は事実である。

なお、請求人らの提起した「富山県知事選挙ポスター代金水増し損害賠償請求事件」の控訴審では、平成30年2月7日名古屋高裁の判決において、県の主張が認められ、原告の請求は棄却されている。

(6) 請求理由のオについて

主張の趣旨が不明だが、法令に規定される選挙公営制度は、全国一律の制度であり、候補者から請求があれば法令に基づき必要な審査を行ったうえで所要額を公費負担するものであり、県及び委員会の職員が国会議員等に特別な配慮等をできる要素は無く、請求人らの主張は根拠が無く失当である。

(7) 選挙制度に関する請求について

(1)で述べたとおり、衆議院議員選挙の選挙運動用ポスターの作成に係る選挙公営制度は国の政策的な判断により法令により規定されるもので、請求人らが主張する選挙制度の改正については、国政の場で議論されるべき事項であり、県及び委員会が具体的な措置を講ずることができるものではない。

5 調査及び監査の実施

市町村支援課及び委員会から、関係書類の提示及び説明を受けて調査を行い、平成30年5月9日に市町村支援課及び委員会に対する監査を実施した。

第5 監査対象事項に係る主な事実関係

1 公費負担で作成した選挙運動用ポスターに係る支出の手続等について

公費負担で作成した選挙運動用ポスター（以下「公営ポスター」という。）に係る支出の手続については、次のとおり行われていた。

(1) ポスター作成契約届出書について

平成29年10月11日から同月31日までの間に、請求人が請求の際に証拠書類を提出した5名の候補者（以下「各候補者」という。）は、委員会へポスター作成契約届出書を提出していた。

なお、届出書に添付されたポスター作成契約書の写しには、田畑候補 600枚、吉田候補 784枚、宮腰候補 1,700枚(うち、申請枚数 1,622枚)、橘候補 2,302枚、柴田候補 2,200枚を作成する旨の記載があった。

(2) ポスター作成枚数確認申請書について

平成29年10月11日から同月31日までの間に、各候補者は、委員会へポスター作成枚数確認申請書を提出し、委員会は、各候補者へポスター作成枚数確認書を交付している。それを受けて各候補者は、ポスター業者へ当該ポスター作成枚数確認書を提出していた。

(3) ポスター作成証明書について

各候補者は、ポスター作成証明書を作成のうえ、当該証明書にポスターの納品書等の写しを添えてポスター業者に提出していた。

(4) 公営ポスター代金の請求について

各候補者が契約したポスター業者は、平成29年10月27日から同年11月2日までの間の日付で、各々富山県知事あてに、公営ポスター代金の請求書(請求内訳書、ポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び納品書の写しを添付)を提出していた。

なお、添付の納品書の写しによれば、各候補者ともポスター作成契約書に記載のとおり枚数の納品となっていた。

(5) 支出について

市町村支援課は、上記(4)により提出のあった請求書や添付書類の内容を確認するとともに、当該候補者に係る供託物が国に帰属していないかを確認し、供託物が国に帰属せず公費負担の対象とされた各候補者のポスター業者に対し、平成29年12月14日に公営ポスターの代金を支出していた。

上記(1)から(5)の事務は、国政選挙に関し都道府県が処理することとされている第一号法定受託事務であり、公職選挙法、施行令及び規則に沿って手続が行われていた。また、富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)にも反する事項は見受けられなかった。

なお、掲示場数については、委員会作成の「平成29年10月22日執行第48回衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置場所一覧表(第1区)」により392箇所、

「同（第2区）」により811箇所、「同（第3区）」により1,151箇所と確認した。

また、各候補者に係る供託物が公職選挙法第93条第1項の規定によって国に帰属することにならなかったことについては、「平成29年10月22日執行衆議院小選挙区選出議員選挙選挙録」及び「供託物に関する調」から確認した。

2 公営ポスターに係る掲示の制限等について

公職選挙法第143条第3項において、「第1項第5号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第144条の2第1項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者1人につきそれぞれ1枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。」旨規定されている。

また、平成29年10月3日に富山県民会館で開催された衆議院小選挙区選出議員選挙立候補予定者等事務説明会（以下「立候補予定者事務説明会」という。）において委員会が配付した資料「第48回衆議院議員総選挙（小選挙区選出議員選挙）選挙公営に関する手続きについて」の23頁には、「公費負担の対象は、各市町村選挙管理委員会設置のポスター掲示場に掲示するための選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスターの作成に要した費用に限られます。」と記載されていた。

3 公営ポスターの使われ方の調査について

市町村支援課及び委員会が公営ポスターの使われ方について把握しなくてもよいとする根拠の有無について、法令等では、公営ポスターの使われ方について調査しなくてもよいとする条文はないが、一方、調査の実施を求める条文も確認できなかった。

また、平成14年1月23日名古屋高等裁判所判決「違法公金支出金返還請求控訴事件」では、「候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かせる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と判示されている。

第 6 監査の結果

請求人から提出された請求書、請求人及び監査対象機関の陳述、実施した監査及び調査内容を踏まえ、監査対象とした事項について、合議により次のように決定した。

1 監査対象事項についての判断

請求人は、市町村支援課及び委員会が、各候補者からの掲示場の数の 2 倍又は 2 倍に近い枚数のポスター作成費用の請求について、使い道の審査及び把握を怠ってこれらを受理し、公費を不当に支出したと主張している。

しかし、本件請求における選挙に関する事務は、国政選挙に関し都道府県が処理することとされている第一号法定受託事務であり、選挙運動用ポスター作成の公費負担については、公職選挙法第 143 条第 14 項、施行令第 110 条の 4 及び規則第 17 条の 4 から第 17 条の 8 までの規定にその対象や事務手続、限度額等が定められており、市町村支援課及び委員会は、これらの規定に従って、事務手続を行っている。

また、平成 14 年 1 月 23 日名古屋高等裁判所判決において、「ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、愛知県が候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と判示されている。

これらのことから、市町村支援課は、公職選挙法及び施行令に基づき必要な審査を行っていると判断でき、公費を不当に支出したという主張は当たらない。

以上により、掲示場以外の用途への流用等による水増し請求に係る損害を賠

償すべきとの請求については、本件請求に係る支出は公費の不当な支出に当たらないことから、理由がないものと判断する。

なお、請求人が請求する選挙制度の改正に係る措置については、本件公金支出の根拠である公職選挙法等の関係法令の改正を求めるものであり、自治法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求において求めることができる措置に該当しないことから、監査の対象にはならないものである。

2 結論

以上のことから、本件請求には理由がなく、これを棄却する。
